

手続きをお忘れなく

学校を卒業して就職する方、一人暮らしを始める方、会社を退職する方など、3月から4月は、新しい生活を始める方が多い季節です。これに伴って、役場での手続きが必要になることがあります。そのままにしておくことでトラブルになる場合もありますので、面倒だと思わずに早めの手続きをお願いします。

国民健康保険編

大きく分けると、会社員は「社会保険（以下社保）」、農業などの自営業は「国民健康保険（以下国保）」と分けられているため、就職や退職などで今まで国保だった方が社保に、あるいはその逆と、新しい生活とともに保険証が変わった方は手続きが必要になります。会社は手続きをしてくれませんか!!

手続きする期間が定められています

国保法では、資格が変更してから14日以内に手続きをしなければならぬと定めています。

この期間に**手続きを行わないと、保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担**になります。

手続きに必要なものは資格が変わったことを証明する書類

- ①就職などにより社保に加入した方は、加入した全員分の社会保険証と今まで加入していた国保の保険証
- ②退職などにより社保から抜けた方は、会社から発行される資格喪失連絡票などの証明書



国保税は世帯主に課税されます

世帯主は、主たる生計の維持者という意味合いがあることから、国保税は世帯主に課税されます。世帯主は社保に加入していても、同じ世帯の中で国保の人がいれば、その分の国保税が世帯主に課税されます。

★注意★

手続きをしないままにしておくこと、二重に保険税（料）を支払っていることになったり（手続きをすることで重複する分は無くなります）、過去の分の保険税を一度に納税しなければならなくなったりします。また、日本に住所がある限り、保険の資格が途切れることはありません。例えば、退職して社保から抜けたにもかかわらず、国保への手続きを行わずに数年が経過してしまつた後に手続きをした場合でも、社保の資格が無くなった日にさかのぼって国保の資格を取得することになります。これに伴って、さかのぼって国保税が課税されます。

住所の異動編

転入 転居 転出

住所とは「生活の拠点」です。仕事や日常生活、家族、コミュニティなど多角的な観点から客観的に見て、生活の拠点が引き続き1年以上ある場所に住所の登録をすることになります。

転出と転入

他の市区町村へ引っ越す場合、次の手続きが必要です。

●「**転出**」
今まで住んでいた市区町村で行い、

引っ越しをする前に手続きが必要で、「転出証明書」を発行します。

●「**転入**」

新しく住み始めた市区町村で、実際に住み始めてから14日以内に行い、手続きには「転出証明書」が必要となります。

この二つの手続きを行わないと住所は異動しません。

転居

同じ市区町村の中で引っ越しをした場合がこれに当たります。転入手続きと同様に、実際に新しい場所に住み始めてから14日以内に届け出が必要です。

★注意★

住所の異動に伴って国保の保険証、印鑑登録証、介護保険証など前住所地から発行されていたものは新しい住所地では使えませんので、必ず返却をお願いいたします。

ワンポイント!!

【こんなときはどうすればいいの?】

海外へ行く場合（留学・長期旅行など）



法律では、国保は住所地の自治体に加入すると定められています。したがって、住所が日本国内か海外のどちらにあるかで異なります。

「**住所は日本**」→国保の手続きは必要ありません。

※海外で医療機関にかかった場合、日本で治療したものと再計算した金額の7割分が戻ってきます。

「**住所は海外**」→海外転出の手続きと同時に国保から抜けます。

学生が一人暮らしや寮生活をする場合

親から学費や生活費の仕送りを受けていて、自分には収入がないという方の場合、住所は生活している場所に異動することになります。この場合、手続きが必要になります。



学生であっても、経済的に自立している場合は、住所地の国保に加入することになります。

マイナンバー（個人番号）が必要になります

今年の1月から、さまざまな手続きでマイナンバーの記載が必要となりました。国保の資格を変更する手続きにも必要となりますので、手続きの際には番号のわかる書類（通知カードまたは個人番号カード）と運転免許証などの本人確認ができる書類の両方を必ず持参ください。

また、住所の異動手続きや氏名の変更にかかる手続きには、通知カードまたは個人番号カードに記載されている住所情報等を変更する必要がありますので、お持ちのカードを必ず持参ください。

今月号では、主な手続きについて掲載しました。また、手続きに必要な書類などの詳細については、あらかじめ住民課へお問い合わせください。

お問合せ ● 住民課
住民係 ☎ 76-54001
国保年金係 ☎ 76-54005

- すべての手続きに、マイナンバーの記載が必要です。通知カードまたは個人番号カードをお持ちください
- 印鑑（認め印）をお持ちください
- 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください
- 別世帯の方が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です

	内 容	必要なもの
国保に加入	多古町に転入したとき	転出証明書（転入の手続きが必要です）
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書など）
	職場の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れたことを証明する書類
国保から脱退	子どもが生まれたとき	出生届（住民登録）
	多古町から転出するとき	国保の保険証（転出の手続きが必要です）
	職場等の健康保険に加入したとき	●国保の保険証 ●職場から交付される健康保険証
その他	職場等の健康保険の扶養になったとき	国保の保険証
	国保加入者がお亡くなりになったとき	国保の保険証
	多古町内で住所が変わった（転居）	国保の保険証（住民票の手続きが必要です）
	氏名が変わった	国保の保険証、在学証明書
	世帯が変わった	国保の保険証、年金証書
	子どもが就学のため他の市町村に転出した	
	退職者医療制度の対象になった	

■こんなときは届け出が必要です